

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第76号

(平成26年8月)

京都市消費生活総合センター

1 「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった “振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください！！

平成26年4月からの消費税率の引上げに際し、京都市から、市民税が課税されていない方に「臨時福祉給付金」、児童手当を受給されている方に「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

これらの給付金の支給対象となる方には、京都市から、それぞれの申請書を送付していますが、給付金の支給に際して、京都市や厚生労働省の職員などが、市民の自宅を訪問したり、電話で、次のようなことを尋ねたり、確認することは、絶対にありませんのでご注意ください。

- 口座の番号を電話で尋ねる。
- 手数料などの振込みを求める。
- 銀行やコンビニなどのATM（現金自動支払機）の操作を指示する。

このようなことを言われても、絶対に教えたり、現金の振込みや手渡しをしないでください！

ご自宅や職場などに、市役所や区役所・支所又は厚生労働省の職員と名乗る者から不審な電話がかかってきたり、訪問があれば、迷わず、最寄りの警察署（又は警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

「臨時福祉給付金」

- 支給対象者：次の①～④のすべてを満たす方
 - ①平成26年1月1日時点で京都市に住民票がある方
 - ②平成26年度の市民税が課税されていない方
 - ③平成26年度の市民税が課税されている人に扶養されていない方
 - ④生活保護などを受けていない方
- 支給対象者には、7月30日から順次、申請書を送付しています。
- 申請期限：平成27年2月2日（月）（当日消印有効）
- 問合せ先：京都市臨時福祉給付金担当
電話 075-251-2360 FAX 075-251-2361

「子育て世帯臨時特例給付金」

- 支給対象者：次の①～②のすべてを満たす方
 - ①平成26年1月分の児童手当を受給された方
 - ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方
- 対象児童：平成26年1月分の児童手当の対象となる児童
※臨時福祉給付金の支給対象者、生活保護受給者等は除く。
- 支給対象者には、8月12日から順次、申請書を送付しています。
- 申請期限：平成27年2月12日（木）（当日消印有効）
- 問合せ先：京都市子育て世帯臨時特例給付金担当
電話 075-251-1255 FAX 075-251-1266

2 平成25年度消費生活相談の状況について

1 平日の消費生活相談の状況

(1) 相談件数について

平成25年度の消費生活総合センターにおける消費生活相談件数は8,948件と、前年度に比べ901件、約11.2%の増加となりました。

相談者（契約当事者）の年齢別相談件数及び構成比を見ると、70歳代以上からの相談件数は一貫して増加しており、全体の約22.9%を占めています。

商品・役務別相談件数で最も相談件数が多い「放送・コンテンツ等」は、60歳代以下の年齢層で、相談件数の第1位を占めています。また、70歳代以上の年齢層では、「健康食品」の相談が第1位となっています。これは、平成25年度上半期までは、平成24年度から急増していた高齢者宛ての注文していない健康食品の送りつけに関する相談が、多かったためと考えられます。

■消費生活相談の年度別総件数

区分 年度	合計		不当・架空請求		不当・架空請求 以外
		対前年度増減		対前年度増減	
24年度	8,047	▲333	906	24	7,141
25年度	8,948	901	980	74	7,968

■相談者（契約当事者）の年齢別相談件数及び構成比

区分 年度	20歳 未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80歳 以上	不明	合計
	24年度	214 2.7%	815 10.1%	1,144 14.2%	1,292 16.0%	940 11.7%	1,172 14.6%	973 12.1%	582 7.2%	915 11.4%
25年度	255 2.9%	863 9.7%	1,055 11.8%	1,379 15.4%	1,131 12.6%	1,373 15.3%	1,242 13.9%	808 9.0%	842 9.4%	8,948 100%

■商品・役務別相談件数内訳（相談件数上位の内容）

順位	商品・役務の内容	件数			主な内容
		25年度	24年度	対前年度増減	
1	放送・コンテンツ等	1,187	1,161	26	アダルト情報サイトや総合情報コンテンツの利用料等
2	賃貸住宅	428	457	▲29	敷金返還，更新料等
3	商品一般 ※	416	349	67	商品やサービスの内容が不明なもの
4	健康食品	414	211	203	送りつけ，マルチ等
5	フリーローン・サラ金	340	410	▲70	多重債務等
6	インターネット通信サービス	232	193	39	インターネット回線契約等
7	移动通信サービス	228	165	63	携帯電話サービス等
8	書籍・印刷物	193	205	▲12	新聞販売，皇室写真集等
9	家屋修繕工事	168	118	50	屋根，床下工事，設備工事等
10	預貯金・証券等	152	154	▲2	株式，未公開株，投資信託等

※訪問購入，メール・はがきによる架空請求及びネット通販の商品未着等を含む。

(2) 販売・勧誘方法及び手口別の相談件数について

相談件数が多く、注意すべき販売・勧誘方法及び手口別の主な特徴について、次のとおりまとめました。

■販売・勧誘方法，手口別相談件数

販売・勧誘方法	件数	契約当事者の特徴	主な商品・役務	相談内容の特徴
インターネット通販	1,400	30～50歳代	放送・コンテンツ等，洋服等	・アダルトサイトを見ようとしたら料金を請求された。 ・ネットで注文した商品が届かない。
電話勧誘	828	70～80歳代	健康食品 預貯金・証券等	・注文した覚えのない健康食品を注文したと電話が掛かってきた。 ・未公開株等の勧誘の電話が掛かってきた。
家庭訪販	483	60～80歳代	書籍・印刷物(新聞)， 家屋修繕工事	・新聞購読で，長期間の契約や先付け契約（何年か先から始まる契約）を結ばされた。 ・「このままだと家が壊れる」等，強引にリフォーム工事の契約を結ばされた。
迷惑メール	219	30～60歳代	放送・コンテンツ等， 商品一般	・使用した覚えのないサイトの使用料を請求された。

手口	件数	契約当事者の特徴	主な商品・役務	相談内容の特徴
無料商法	202	30～60歳代	放送・コンテンツ等	・「無料」をうたったサイトを見ようとしてクリックしたら，料金を請求された。
販売目的隠匿	201	30～60歳代	放送・コンテンツ等	
利殖商法	120	60～80歳代	預貯金・証券等， ファンド型投資商品	・儲かる，損をしない等のセールストークを信じて，金融商品を購入した。
ネガティブオプション	96	70～80歳代	健康食品	・事前に電話もなく，いきなり代金引換で健康食品が送られてきた。
二次被害	91	70～80歳代	ファンド型投資商品， 測量サービス	・以前投資した金融商品や原野商法の損害を回復できるとうたい，別会社から新たな金融商品や土地の測量を勧誘された。
次々販売	69	60～80歳代	家屋修繕工事， ファンド型投資商品	・リフォームした住宅で，さらに工事が必要と勧誘された。 ・追加で投資すれば損害を回復できると，同じ会社から新たな金融商品を勧誘された。

2 消費生活に関する土日祝日の電話相談の状況

本市では，平成17年度から京都府と合同で，土・日曜日の消費生活相談を実施し，平成22年度からは祝日にも拡大して実施しています。

相談件数は1,320件と，前年度に比べ205件，約18.4%の増加となりました。

相談状況における年齢別内訳を見ると，30歳代から50歳代までの割合が約62.4%となっており，平日に相談しにくい年齢層の需要に一定程度応えることができているものと考えられます。

■土日祝日別の相談件数

	25年度			24年度		
	件数	日数	平均(件/日)	件数	日数	平均(件/日)
土曜日	675	52	13.0	603	51	11.8
日曜日	550	51	10.8	440	52	8.5
祝日	95	12	7.9	72	11	6.5
計	1,320	115	11.5	1,115	114	9.8

■相談者（契約当事者）の年齢別相談件数及び構成比

	京都市内	京都府内 (京都市以外)	他府県	計	構成比
20歳未満	18	4	1	23	1.7%
20歳代	118	51	4	173	13.1%
30歳代	175	78	7	260	19.7%
40歳代	225	107	10	342	25.9%
50歳代	141	68	13	222	16.8%
60歳以上	207	87	5	299	22.7%
不明	1	0	0	1	0.1%
計	885	395	40	1,320	100%

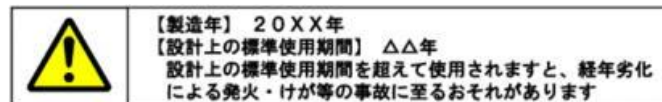
3 家電製品等の経年劣化にご注意ください！

どんなに大切に使用していても家電製品等は、古くなると部品等が経年劣化し、火災や死亡事故を起こす原因になるおそれがあります。経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、事故件数が多い扇風機やエアコン、換気扇などの製品については、長期使用製品安全表示制度で、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示*が義務化されています（平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象）。

設計上の標準使用期間が過ぎたら、異常な音や振動、においなど製品の変化に注意し、異常を感じたらすぐに使用を中止し、購入店やメーカーの窓口にご相談ください。

また、製品のリコール情報に注意し、万一使用している製品がリコール対象である場合は、すぐに使用を中止し、メーカーの問合せ窓口にご連絡してください。

※注意喚起等の表示



※詳しい情報は、「経済産業省 製品安全」のホームページをご覧ください。

製品安全ガイド

検索

【編集後記】 悪質商法や詐欺などの手口は、その時々ニュースなどを巧妙に利用し、手を変え品を変え、私たちに忍び寄ってきます。相手は、私たちが冷静に考える隙を作らないため、言葉巧みに、そして強引に、迫ってきます。トラブルに巻き込まれないためには、話を聞かない、キッパリ断ることが大切です。当センターでは、最近の悪質商法の手口や対処法を楽しく分かりやすくご説明する「出前講座」を実施しています。是非、みなさまの地域やPTAなどのイベントや学習会等でご活用ください。（お問合せ ☎ 256-1110）

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成26年8月発行 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター

京都市印刷物 第264432号

